

# 一般社団法人日本クレーン協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本クレーン協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、ゴンドラ、高所作業車その他これらに類似する機能を有する機械器具（以下「クレーン等」という。）に関する調査研究、教育、講習、検査、検定等の事業を行い、クレーン等に関する技術の向上及び事故又は災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) クレーン等の製造、使用及び管理に関する調査研究
- (2) クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラの性能検査並びにクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の検定
- (3) クレーン等に関する実技教習、技能講習、特別教育その他安全教育
- (4) クレーン等に関する事故又は災害の防止対策の普及啓発
- (5) クレーン等に関する技術協力
- (6) 会誌及びクレーン等に関する図書の発行並びに用品の販売
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、全国の都道府県の区域内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次条の規定により会員となった次の者をもって構成する。

- (1) 正会員 クレーン等を製造、整備、貸与、販売又は設置している者であって、この法人の目的に賛同するもの
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した者であって、正会員以外のもの
  - (3) 特別会員 クレーン等に関する学識経験を有する者であって、この法人を支援するもの又はこの法人に功労のあった者で、理事会の推薦により、一般社団法人日本クレーン協会会長（以下「会長」という。）が承認したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員及び賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第7条 前条第2項の正会員及び賛助会員（以下「正会員等」という。）になろうとする者は、所定の入会申込書により申込みを行うものとする。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程に定めるところにより、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、正会員等は、総会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 会員は、この法人を退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。
- 3 前2項の退会をもって一般法上の退社とする。

(除名)

第10条 正会員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合において、会長は、その正会員等に対し、総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又はその他の規程に違反したとき。
  - (2) この法人の事業の妨害若しくは目的に反する行為をし、又は名誉を傷つけたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その正会員等に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員等が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、正会員等がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

### 第3章 総会

(構成及び議決権)

第13条 総会は、正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (3) 各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 入会の基準及び会費等
- (6) 正会員等の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分並びに合併及び合併による事業の全部又は一部の譲渡

- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第16条第2項に規定する書面に記した総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第15条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎年度1回、6月に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員等から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員等は、次のいずれかに該当する場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

- 第16条 総会は、法令又は定款で別に定める場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間（ただし、総会に出席しない正会員等が書面によって議決権を行使することができることとしたときは、2週間）前までに通知を発しなければならない。
- 3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の通知を発しなければならない。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第18条 総会は、総正会員等の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、

出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員等の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員等は、当該総会の招集の決定に係る理事会の決議により、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員等に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、議長及び総会に出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2名が、記名押印する。

(総会の運営)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会において別に定める。

## 第4章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名以内を一般法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち2名以内を同法第91条第1項第2号に規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

（役員を選任等）

- 第24条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。
  - 3 理事会は、その決議により、前項の規定により選定された代表理事のうちから会長及び専務理事を、また、業務執行理事のうちから常務理事を選定する。
  - 4 理事会は、その決議により、第1項の規定により選任された理事のうちから副会長を選定する。
  - 5 第3項の規定により選定する会長は1名、専務理事は1名、常務理事は2名以内とし、前項の規定により選定する副会長は3名以内とする。
  - 6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  - 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行わなければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令又はこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長の業務の執行に係る職務を代行する。
  - 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
  - 6 会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会において別に定めるところによるものとする。
  - 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- （1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

ること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号に規定する報告をするため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査に関し必要な事項は、法令又はこの定款によるほか、監事全員の同意により、別に定める。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(理事の取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取扱いについては、第43条に定めるところによるものとする。

(役員責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員一般法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で前項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第32条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。



2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号の規定による場合は当該理事が、同項第4号後段の規定による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面を開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定により理事会を招集する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日として通知しなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、役員の実員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第7項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第6章 財産及び会計

(財産の種別等)

第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で別に定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 一般社団法人に移行した以後に用途の定めなく寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会において別に定める。

(財産の管理及び運用)

第45条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第5号まで及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、同項第3号の公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 5 この法人は、定時総会の終了後遅滞なく、法令及び第61条で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第49条 この定款は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

（合併等）

第50条 この法人は、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第51条 この法人は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第8章 支部

(支部の設置等)

第53条 この法人は、必要に応じ従たる事務所として都道府県以上の地域を単位として、支部を設置することができる。

2 支部を設置するときは、理事会の決議によるものとする。これを変更又は廃止するときも同様とする。

(支部の運営)

第54条 支部の組織及び運営その他支部に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第9章 委員会、事務局等

(委員会)

第55条 この法人には、特別の事項について調査研究を行うため、理事会において別に定めるところにより、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 委員会の構成その他委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長ほか所要の職員を置き、このうち事務局長及び重要な職員については、理事会の承認を経て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(検査事務所等)

第57条 会長は、検査、検定等の事業を行うため、理事会の決議により、検査事務所を置くことができる。

2 会長は、理事会の決議により、クレーン又は移動式クレーンの実技教習を行う

ための施設を置くことができる。

(検査員等)

第58条 会長は、この法人の事業の達成のため必要があると認めるときは、主たる事務所及び検査事務所に検査員及び検定員を置くことができる。

## **第10章 情報公開及び個人情報の保護**

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第11章 公益目的支出計画**

(公益目的支出の義務)

第62条 この法人は、法令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施が完了するまでの間、各事業年度ごとに公益目的支出計画実施報告書を策定する。

## **第12章 補 則**

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、鈴木浩平及び古川祐二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本改正は、平成24年6月20日から施行する。（第23条第1項第1号）
- 5 本改正は、平成28年6月20日から施行する。（第3条及び第4条第1項第2号）

一般社団法人日本クレーン協会 役員名簿

(令和2年6月22日現在)

No.	役職名	常勤・非常勤の別	氏名
1	会長(代表理事)	非常勤	森下 信
2	副会長	非常勤	洗 光範
3	副会長	非常勤	森 博文
4	専務理事(代表理事)	常勤	田中 敏章
5	理事	非常勤	清末 考範
6	理事	非常勤	続木 治彦
7	理事	非常勤	堀内 宗典
8	理事	非常勤	矢頭 宗泰
9	理事	非常勤	山岸 寛
10	理事	非常勤	干場 一洋
11	理事	非常勤	宇田川尚則
12	理事	非常勤	堤 慈
13	理事	非常勤	福田 智之
14	理事	非常勤	安嶋 稔
15	理事	非常勤	伊藤 博文
16	理事	非常勤	藤田 賀之
17	理事	非常勤	植村 博
18	理事	非常勤	菅 英明
19	理事	非常勤	清水 稔
20	理事	非常勤	金子 朋子
21	理事	非常勤	澤田 憲一
22	理事	非常勤	志水 敏夫
23	理事	非常勤	長嶺 由智
1	監事	非常勤	岩田 広記
2	監事	非常勤	吉川 清司



令和2年3月31日現在における会員

本 部	9
北 海 道 支 部	1 9 0
東 北 支 部	7 6
茨 城 支 部	9 6
群 馬 支 部	1 7 7
埼 玉 支 部	9 9
千 葉 支 部	1 8 6
東 京 支 部	1 3 9
神 奈 川 支 部	9 5
新 潟 支 部	1 6 7
北 陸 支 部	1 8 4
長 野 支 部	8 1
岐 阜 支 部	2 1 0
静 岡 支 部	2 3 5
東 海 支 部	5 4 0
三 重 支 部	1 8 1
滋 賀 支 部	3 4 1
京 都 支 部	1 3 3
近 畿 支 部	4 0 3
兵 庫 支 部	3 1 3
和 歌 山 支 部	1 1 4
東中四国支部	2 2 0
西中四国支部	2 0 7
香 川 支 部	1 1 0
愛 媛 支 部	1 2 1
福 岡 支 部	2 1 7
長 崎 支 部	2 2 9
沖 縄 県 支 部	8 6
計	5 , 1 5 9

# 令和元年度事業報告

## 1 調査・研究活動

### (1) 技術審議会

令和元年9月27日に開催し、また、令和2年3月25日付け書面により、次の事項について審議した。

イ 各専門委員会の活動計画・活動状況及び委員会相互の調整

ロ 日本クレーン協会規格（以下「J C A S」という。）の制定・改定

(イ) J C A S 5004「ゴンドラの風に対する安全管理の指針」の制定

(ロ) J C A S 6602「つりハッカー」の改定

### (2) 専門委員会

イ クレーン委員会

(イ) J C A S 1006-2019「クレーン－風に対する安全管理の一般原則」の制定を受けて、J I S B 8828-1:2013「クレーン－逸走防止装置－第1部：一般」及びJ C A S 1201-2009「逸走防止装置の設計指針」とJ C A S 1003-2009「逸走防止装置の使用に関する指針」の見直し検討を行った。

(ロ) 日本提案のI S O / W D 24658-1「クレーン－使用者のための風に対する安全管理の原則－第1部：一般」について、I S O 国内審議委員会のS C 5分科会と連携し検討を行った。

ロ 移動式クレーン委員会

(イ) J C A S 2204-1998「屈曲ジブ式積載形トラッククレーンの過負荷制限装置」の見直しを行った。

(ロ) J C A S 2205-1998「油圧ショベル兼用屈曲ジブ式移動式クレーンの過負荷制限装置」の見直しを行った。

ハ エレベーター委員会

日本クレーン協会技術仕様書（J C A T S）「工事用エレベーターの整備工場出庫前検査実施要領」の新規制定案を検討した。

ニ ゴンドラ委員会

J C A S 5004「ゴンドラの風に対する安全管理の指針」の新規制定案を作成した。

ホ つり具委員会

(イ) 「つりハッカー」に係る三つのJ C A Sを見直し、一つに統合したJ C A S

6602「つりハッカー」改定案を作成した。

(ロ) J C A S 6603-2004「アイプレート」の見直しを行った。

ヘ ワイヤロープ委員会

J I S B 8836 : 2019「クレーン—ワイヤロープ—取扱い、保守、点検及び廃棄」の発行を受け、ワイヤロープ安全点検講習で使用しているテキスト「クレーン用ワイヤロープの取扱いの手引き」の技術的な見直しを行った。

ト 設計原則検討委員会

限界状態設計法に関連する J I S の技術的見直し検討を行い、J I S B 8822-1「クレーン及び巻上装置—分類及び等級 第1部：一般」、J I S B 8833-1「クレーン—荷重及び荷重の組合せに関する設計原則—第1部：一般」及び J I S B 8833-2「クレーン—荷重及び荷重の組合せに関する設計原則—第2部：移動式クレーン」についての見直し案を日本産業規格（J I S）原案作成委員会に提出した。

(3) 国際標準化機構（I S O / T C 9 6）

イ I S O / T C 9 6 ロンドン国際会議

ロンドンで開催された I S O / T C 9 6 国際会議（5月31日～6月7日）に9名の代表を派遣し、各分科会（S C）の議題を討議した。

ロ I S O / T C 9 6 / S C 3 W G 3 国際会議

I S O 16625「クレーン及びホイスト—ワイヤロープ、ドラム及びシーブの選択」の改訂案を審議する国際会議（W G）が、フランスのリヨン（10月1日～2日）とドイツのケムニッツ（12月3日～4日）で開催され、それぞれに2名の代表を派遣し改訂案に対する日本の意見を説明した。

ハ I S O / T C 9 6 国内審議委員会（S C 2～S C 1 0 分科会）

I S O 回答原案等について各分科会で検討し、I S O 規格案、委員会原案、新規提案等の回答及び提案を行った。

ニ I S O / T C 9 6 / S C 5 幹事国業務

(イ) I S O / T C 9 6 / S C 5 幹事国事務局として、会議議題案、事務局報告、その他の準備を行い、S C 5 のメンバー国に回付するとともに、T C 9 6 国際会議において S C 5 国際会議を主催した。

(ロ) 日本から新規提案している I S O / W D 24658-1「クレーン—使用者のための風に対する安全管理の原則—第1部：一般」についてロンドン国際会議 S C 5 にて審議し、11月12日に新業務項目としての登録が完了した。

(ハ) 中国から提案された I S O 12480-1「クレーン—安全使用—第1部：一般」に遠隔操作の項目を加える改訂案を審議する国際会議（S C 5 W G 2）が上

海（10月8日）で開催され、委員会マネージャー1名を派遣しSC5幹事国としての業務を行った。

（4）日本産業規格（JIS）原案作成委員会

イ ISO11031:2016「クレーン耐震設計の原則」に準拠し、日本国内の要求事項を加味したJIS B8842「クレーン耐震設計に関する原則」のJIS原案を平成30年度公募案件の成果として日本規格協会に提出した。

ロ JIS B8822-1:1986「分類及び等級－第1部：一般」の改正について、2019年度C区分の公募案件に応募し、改正案を作成した。

ハ JIS B8833-1:2008「クレーン荷重及び荷重の組合せに関する設計原則－第1部：一般」とJIS B8833-2:2008「クレーン荷重及び荷重の組合せに関する設計原則－第2部：移動式クレーン」の改正について、2020年度A区分の公募案件に応募した。

（5）クレーン等による災害の分析

平成30年におけるクレーン等に係る災害の発生状況について分析した。

（6）技術協力等

イ 韓国・ソウルにおいて開催された「第16回日中韓アジアクレーン安全シンポジウム」に下記の日程で2名の代表を派遣した。

（イ）7月3日午前に「日中韓アジアクレーン安全シンポジウム代表者会議」を開催し、シンポジウムの今後の進め方、及び各国のクレーン等の安全化の取り組みの現状について意見交換を行った。

（ロ）7月3日午後に「第16回日中韓アジアクレーン安全シンポジウム」が開催され、日本からは「積載形トラッククレーン 安全化の取り組みについて」をテーマとして日本クレーン協会技術普及部長が発表を行った。

（ハ）7月4日に京畿道、華城市にある水山重工業の積載形トラッククレーンとブレーカー等の製造工場を視察した。

ロ 国際クレーン関係者会議（International Crane Stakeholders Assembly：ICSA）の事務局に、日本クレーン協会を日本代表として登録した。

ハ 一般社団法人日本機械学会と「協力・連携に係る覚書」を締結した。

## 2 広報啓発活動

（1）「クレーンの日」に係る安全活動の実施

スローガン及びポスター写真を公募し、「基本に忠実 点検確実 操作は着実 クレーン安全」をスローガンとして、実施要綱及び「船の進水式とクレーン」を背景としたポスターを作成し、会員等に配布した。

(2) 第16回全国クレーン安全運転競技大会の開催

10月11日に協会本部・教習センターにおいて開催した。

(3) 第40回全国クレーン安全大会の開催

11月7日～8日の両日、愛知県名古屋市昭和区において開催し、1日目に総合集会を、2日目にクレーン等の技術の向上及び事故・災害の防止に関する研究発表を行った。

(4) 優良クレーン関係業務従事者等の表彰

表彰規程に基づき支部、検査事務所からの推薦を受け、個人72名、整備事業者1事業者の受賞者を決定し、第40回全国クレーン安全大会総合集会において表彰を行った。

(5) 技術情報、事故・災害防止対策の提供

クレーン等に関する技術情報、事故・災害防止対策について情報収集し、会員等からの照会に対応するとともに、機関誌「クレーン」及びホームページに掲載して広く関係者に提供した。

### 3 性能検査及び型式検定

(1) 性能検査

イ 性能検査の実施

クレーン等の性能検査台数 88,279台

ロ 地区別検査員会議の開催

地区名	開催日	開催場所
北海道・関東信越	10月24日～25日	東京(本部)
中部	10月7日～8日	名古屋市
近畿	10月3日～4日	大阪市
中国・四国	10月28日～29日	岡山市
九州	10月17日～18日	福岡市

ハ 検査員資格取得研修の実施

検査員の資格取得のため、次のとおり厚生労働大臣の定める研修を行った。

期間 平成31年4月2日～令和元年6月4日

人員 15名

ニ 検査員技術研修の実施

(イ) 令和元年11月13日～14日に移動式クレーンについて、令和元年11月19日～20日にエレベーターについて、令和元年12月4日～6日にクレーンについて、令和2年2月27日～28日にゴンドラについて、「検査員技術研修実施要領」に

に基づき、設計、工作及び点検・整備並びに検査における留意点等に係る研修を行った。

(ロ) 検査業務1年目を迎える検査員に対し、令和2年1月8日～10日に、「検査技術向上研修実施要領」に基づき、検査実施時の安全管理、検査機器の適切な使用方法、模擬検査の実施等に係る研修を行った。

#### ホ 監査指導の実施

検査事務所における検査業務の適正化を図るため、「監査指導実施要領」に基づき本部が検査事務所に対して監査指導を行った。

#### ヘ 受検者等に対するサービスの向上

##### (イ) クレーン等関係情報の収集

クレーン等に関する事故事例、災害防止対策等受検者の参考となる情報の収集に努め、情報用端末を活用して本部から各検査事務所に配信した。

##### (ロ) 受検者等への情報提供

性能検査時に、本部からの配信情報やクレーン等の保守管理上の留意事項を受検者に積極的に提供する等、サービスの向上に努めた。

#### ト 特別検査の実施

国や地方自治体に設置されているクレーン等について、特別検査業務規程に基づき検査を行った。

#### (2) 型式検定

新規検定	11件
更新検定	39件

## 4 出版事業

### (1) 図書の発行

イ 移動式クレーン運転士安全衛生教育で使用しているテキスト「移動式クレーン運転の安全」の災害事例見直しとタワー式クローラクレーンの起伏動作に関する安全装置の内容を追加する改訂版を作成した。

ロ ワイヤロープ安全点検講習で使用しているテキスト「クレーン用ワイヤロープの取扱いの手引き」の改訂版を作成した。

ハ 玉掛け技能講習で使用しているテキスト「玉掛け作業必携」につりクランプとつりハッカーの内容を充実させた改訂2版を発行した。

ニ クレーン・デリック及び移動式クレーンの「運転士免許試験公表試験問題及び解答解説」を発行した。

### (2) 機関誌等の発行

- イ 機関誌「クレーン」を毎月1回発行し、会員等に配布した。
- ロ 「令和元年版クレーン年鑑」を発行し、会員等に配布した。

## 5 支部事業

### (1) 登録教習、安全教育等の実施

登録教習機関としてクレーン関連業務に係る各種技能講習、実技教習をはじめ、特別教育、安全衛生教育(再教育)、安全教育等の教育事業の実施により、クレーン作業に係る人材の育成を図った。

教育・講習修了者数(人)

区 分	令和元年度
実技教習	1,563
技能講習	40,279
特別教育	15,919
安全衛生教育	4,305
定期自主検査等安全教育	3,546
その他の講習	2,085
合 計	67,697

### (2) 諸事業の実施

#### イ 「クレーンの日」に係る安全活動等の実施

- (イ) 「クレーンの日」に係るポスター及び実施要綱を会員事業場に配布し、安全作業に係る機運の醸成に努めた。
- (ロ) 第40回全国クレーン安全大会への積極的参加を勧奨した。
- (ハ) 支部クレーン安全運転競技大会を開催した。
- (ニ) 都道府県労働局・労働基準監督署が行う労働災害防止対策に積極的に協力し、関係団体とともに安全衛生活動を推進した。
- (ホ) 優良クレーン関係業務従事者の支部長表彰を行った。

#### ロ 図書の販売促進

図書の販売促進に努めた。

#### ハ 会員の拡大及び会員サービスの充実

検査事務所との連携強化等による会員拡大を図るとともに、図書販売、教育事業における会員サービスの実施及び支部会報の発行、支部ホームページの充実等会員サービスの充実に努めた。

## ニ ブロック別支部事務局長会議の開催

当面する課題についての支部間の情報交換を行うため、ブロック別支部事務局長会議を開催した。

## 6 事業活動の基盤強化

### (1) 効率的かつ適切な業務運営

事業の実施に当たり、すべての役職員がコスト意識を持つとともに、支出の削減、業務の効率化に努め、効率的かつ適切な業務運営を図った。

### (2) 内部監査の実施

イ 登録教習事業の実施において一層のコンプライアンスの徹底を図るため、支部において「支部登録教習事業内部監査規程」に基づく内部監査を実施するとともに、本部による監査指導を実施した。

ロ 経理事務の適正化を図るため、支部及び検査事務所に対し、本部による経理業務監査を実施した。

### (3) 研修の実施

#### イ 新任支部事務局長研修

新任支部事務局長2名に対し、令和元年7月8日～9日、総務・経理・技能講習等に係る研修を行った。

#### ロ 新任検査事務所長研修

新任検査事務所長10名に対し、令和元年8月27日～28日、総務・経理・検査に係る管理業務の研修を行った。

## 7 諸会議の開催

### (1) 定時総会

第8回定時総会（令和元年6月17日・第一ホテル両国）

### (2) 通常理事会

第33回通常理事会（令和元年5月29日・本部）

第34回通常理事会（令和元年9月・みなし決議による理事会）

第35回通常理事会（令和元年12月4日・本部）

第36回通常理事会（令和2年3月・みなし決議による理事会）

### (3) 全国支部事務局長会議（令和2年1月15日・本部）



# 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	2,272,442,879	2,134,468,947	137,973,932
売掛金	15,304,060	17,707,129	△ 2,403,069
未収金	10,489,558	12,151,880	△ 1,662,322
前払金	17,162,807	13,675,623	3,487,184
棚卸資産	96,925,086	90,687,144	6,237,942
流動資産合計	2,412,324,390	2,268,690,723	143,633,667
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	209,885,729	214,092,704	△ 4,206,975
建設資金積立資産	202,805,415	177,805,415	25,000,000
建物等修繕積立資産	122,866,040	114,545,440	8,320,600
土地購入積立資産	38,000,000	38,000,000	0
教材機器購入等積立資産	31,137,368	31,137,368	0
減価償却引当資産	819,631,839	759,631,839	60,000,000
教材機器	1	1	0
特定資産合計	1,424,326,392	1,335,212,767	89,113,625
(2) その他固定資産			
土地	3,166,352,979	3,165,802,979	550,000
建物	1,786,614,391	1,750,675,182	35,939,209
構築物	121,742,938	120,741,431	1,001,507
建物附属設備	195,343,046	195,086,325	256,721
什器備品	16,232,243	7,628,996	8,603,247
検査機器	457	460	△ 3
検定機器	15	15	0
教材機器	121,502,899	109,611,038	11,891,861
車両運搬具	13	13	0
敷金・保証金	78,816,010	80,874,285	△ 2,058,275
建設仮勘定	15,039,200	58,481,200	△ 43,442,000
借地権	7,372,736	7,372,736	0
事業運営引当資産	2,199,228,034	1,999,433,545	199,794,489
安定資金積立資産	782,197,263	801,208,407	△ 19,011,144
リース資産	48,627,955	71,699,039	△ 23,071,084
ソフトウェア	12,498,274	9,131,022	3,367,252
水利権	1,209,977	2,063,491	△ 853,514
その他固定資産合計	8,552,778,430	8,379,810,164	172,968,266
固定資産合計	9,977,104,822	9,715,022,931	262,081,891
資産合計	<b>12,389,429,212</b>	<b>11,983,713,654</b>	<b>405,715,558</b>
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	116,077,312	121,811,185	△ 5,733,873
前受金	243,447,970	244,501,585	△ 1,053,615
預り金	12,103,720	15,577,992	△ 3,474,272
未払法人税等	265,801,100	276,412,800	△ 10,611,700
未払消費税等	58,173,700	29,541,600	28,632,100
賞与引当金	124,040,856	131,000,580	△ 6,959,724
流動負債合計	819,644,658	818,845,742	798,916
2 固定負債			
退職給付引当金	208,571,102	213,706,679	△ 5,135,577
役員退職慰労引当金	2,145,000	975,000	1,170,000
リース債務	48,627,955	71,699,039	△ 23,071,084
固定負債合計	259,344,057	286,380,718	△ 27,036,661
負債合計	<b>1,078,988,715</b>	<b>1,105,226,460</b>	<b>△ 26,237,745</b>

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
教材機器	1	1	0
指定正味財産合計	1	1	0
(うち基本財産への充当額)			(0)
(うち特定資産への充当額)	(1)	(1)	(0)
2 一般正味財産	11,310,440,496	10,878,487,193	431,953,303
(うち基本財産への充当額)			(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,214,440,662)	(1,121,120,062)	(93,320,600)
正味財産合計	<b>11,310,440,497</b>	<b>10,878,487,194</b>	<b>431,953,303</b>
負債及び正味財産合計	<b>12,389,429,212</b>	<b>11,983,713,654</b>	<b>405,715,558</b>

# 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	838,589	1,286,020	△ 447,431
② 受取会費			
受取会費	139,394,333	140,023,300	△ 628,967
③ 事業収益	1,820,484,381	1,763,411,420	57,072,961
クレーン大会収益	513,700	546,000	△ 32,300
広告収益	28,904,810	28,538,940	365,870
図書刊行収益	8,832,865	8,916,586	△ 83,721
図書発送収益	64,900	60,960	3,940
会報頒布収益	1,959,941	2,439,834	△ 479,893
登録教習事業収益	1,112,598,239	1,082,842,511	29,755,728
安全教育等事業収益	258,699,952	218,878,112	39,821,840
教材収益	403,283,165	414,524,974	△ 11,241,809
教材発送収益	4,553,063	3,970,295	582,768
その他の事業収益	1,073,746	2,693,208	△ 1,619,462
④ 検査収益	2,391,022,220	2,378,180,500	12,841,720
検査収益	2,381,184,850	2,369,982,100	11,202,750
特別検査収益	9,837,370	8,198,400	1,638,970
⑤ 検定収益			
検定収益	4,178,560	5,066,000	△ 887,440
⑥ 受取受託収益			
事務受託収益	2,190,000	1,209,860	980,140
⑦ 雑収益	42,567,242	39,055,661	3,511,581
受取利息	1,786,808	1,864,366	△ 77,558
雑収益	40,780,434	37,191,295	3,589,139
⑧ 検定雑収益			
検定雑収益	330,230	217,880	112,350
経常収益計	4,401,005,555	4,328,450,641	72,554,914
(2) 経常費用			
① 事業費			
調査研究費	4,661,149	4,155,290	505,859
ISO委員会費	4,404,011	3,430,395	973,616
年鑑発行費	1,510,162	1,093,385	416,777
クレーン大会費	4,233,317	3,420,172	813,145
競技大会費	513,042	525,334	△ 12,292
優良運転士表彰費	391,390	385,690	5,700
委託費	2,190,000	1,209,860	980,140
図書刊行費	62,739,541	64,989,882	△ 2,250,341
会報発行費	31,233,684	30,519,948	713,736
登録教習事業費	319,661,321	323,940,049	△ 4,278,728
安全教育等事業費	59,171,289	54,359,568	4,811,721
教材費	13,710,009	10,533,311	3,176,698
その他の事業費	29,434,257	28,174,870	1,259,387
給与手当	1,422,712,911	1,434,624,101	△ 11,911,190
臨時雇賃金	62,198,852	49,550,189	12,648,663
退職給付費用	41,786,646	35,884,419	5,902,227
福利厚生費	233,438,688	239,942,195	△ 6,503,507
会議費	4,205,683	4,437,767	△ 232,084
広報費	7,644,237	6,314,806	1,329,431

科 目	当年度	前年度	增 減
職員研修費	10,004,351	8,854,440	1,149,911
旅費交通費	193,703,729	188,806,111	4,897,618
通信運搬費	45,402,960	44,221,842	1,181,118
消耗什器備品費	10,391,362	9,075,165	1,316,197
検査機器整備費	2,988,205	1,562,241	1,425,964
修繕費	20,778,484	5,064,789	15,713,695
消耗品費	34,254,019	29,428,088	4,825,931
印刷製本費	5,163,136	5,088,400	74,736
光熱水料費	33,246,786	32,943,804	302,982
賃借料	184,025,006	185,475,147	△ 1,450,141
移転諸費	1,293,648	1,000,140	293,508
保険料	7,719,457	7,595,739	123,718
諸謝金	6,180,295	6,385,650	△ 205,355
企業年金掛金	12,812,393	12,537,248	275,145
中退金共済掛金	9,936,670	10,358,439	△ 421,769
減価償却費	172,968,632	171,631,994	1,336,638
賞与引当金繰入額	123,693,856	130,067,580	△ 6,373,724
租税公課	546,068,452	528,425,728	17,642,724
国際協力費	288,830	394,520	△ 105,690
〇A化開発等費	6,206,519	1,052,368	5,154,151
業務費	8,725,489	8,851,563	△ 126,074
保守料	52,037,770	48,567,815	3,469,955
雑費	64,019,065	59,589,321	4,429,744
事業費計	<b>3,857,749,303</b>	<b>3,794,469,363</b>	<b>63,279,940</b>
② 検定事業費			
検定諸費	5,632,746	5,663,207	△ 30,461
検定事業費計	<b>5,632,746</b>	<b>5,663,207</b>	<b>△ 30,461</b>
③ 特定寄附金			
特定寄附金	<b>60,000,000</b>	<b>60,000,000</b>	<b>0</b>
④ 管理費			
給与手当	9,939,273	9,273,479	665,794
臨時雇賃金	182,908	272,609	△ 89,701
退職給付費用	385,383	537,278	△ 151,895
福利厚生費	1,214,870	1,071,264	143,606
会議費	26,871,068	28,366,536	△ 1,495,468
旅費交通費	284,598	380,698	△ 96,100
通信運搬費	98,061	113,388	△ 15,327
消耗什器備品費	4,335		4,335
修繕費	93,881	8,424	85,457
消耗品費	24,187	27,558	△ 3,371
印刷製本費		2,423	△ 2,423
光熱水料費	86,328	94,152	△ 7,824
賃借料	14,795	13,331	1,464
保険料	13,033	11,976	1,057
諸謝金	1,507,996	1,763,287	△ 255,291
企業年金掛金	396,264	387,747	8,517
減価償却費	860,445	965,563	△ 105,118
賞与引当金繰入額	903,000	933,000	△ 30,000
租税公課	564,095	585,839	△ 21,744
広報費	179,910	213,159	△ 33,249
業務費	76,140	69,000	7,140
保守料	342,605	319,743	22,862
雑費	276,894	290,415	△ 13,521
管理費計	<b>44,320,069</b>	<b>45,700,869</b>	<b>△ 1,380,800</b>

科 目	当年度	前年度	増 減
経常費用計	3,967,702,118	3,905,833,439	61,868,679
評価損益等調整前当期経常増減額	433,303,437	422,617,202	10,686,235
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	433,303,437	422,617,202	10,686,235
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	0	699,999	△ 699,999
車両運搬具売却益		699,999	△ 699,999
経常外収益計	0	699,999	△ 699,999
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	292,565	0	292,565
建物売却損	292,565		292,565
② 固定資産除却損	1,057,569	10,679,060	△ 9,621,491
建物除却損	631,340	8,013,198	△ 7,381,858
構築物除却損	348,344	1,145,219	△ 796,875
建物附属設備除却損		833,757	△ 833,757
什器備品除却損	77,881	4	77,877
検査機器除却損	3	2	1
教材機器除却損	1		1
ソフトウェア除却損		686,880	△ 686,880
経常外費用計	1,350,134	10,679,060	△ 9,328,926
当期経常外増減額	△ 1,350,134	△ 9,979,061	8,628,927
当期一般正味財産増減額	431,953,303	412,638,141	19,315,162
一般正味財産期首残高	10,878,487,193	10,465,849,052	412,638,141
一般正味財産期末残高	11,310,440,496	10,878,487,193	431,953,303
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1	1	0
指定正味財産期末残高	1	1	0
III 正味財産期末残高	11,310,440,497	10,878,487,194	431,953,303